

平成16年 第1回 3月(定例)中間市議会会議録(第3日)

平成16年3月5日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成16年3月5日 午前10時00分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 第1号議案 平成15年度中間市一般会計補正予算(第10号)
- 日程第 3 第2号議案 平成15年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第5号)
- 日程第 4 第3号議案 平成15年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 第4号議案 平成15年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 6 第5号議案 平成15年度中間市老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 第6号議案 平成15年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 8 第7号議案 平成15年度中間市病院事業会計補正予算(第1号)
(日程第2～日程第8 質疑・委員会付託)
- 日程第 9 第18号議案 中間市事務分掌条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第19号議案 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第20号議案 中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第22号議案 中間市市立保育所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第13 第23号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
(日程第9～日程第13 質疑・討論・採決)
- 日程第14 第21号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 第24号議案 中間市政治倫理条例
(日程第14～日程第15 質疑・委員会付託)
- 日程第16 第25号議案 中間市児童センター設置条例
- 日程第17 第26号議案 中間市次世代育成支援行動計画策定委員会設置条例

(日程第16～日程第17 質疑・委員会付託)

日程第18 第27号議案 市町の境界変更について

日程第19 第28号議案 市町の境界変更に伴う財産処分に関する協議について

(日程第18～日程第19 質疑・委員会付託)

日程第20 第8号議案 平成16年度中間市一般会計予算

日程第21 第9号議案 平成16年度中間市特別会計国民健康保険事業予算

日程第22 第10号議案 平成16年度中間市住宅新築資金等特別会計予算

日程第23 第11号議案 平成16年度中間市地域下水道事業特別会計予算

日程第24 第12号議案 平成16年度中間市公共下水道事業特別会計予算

日程第25 第13号議案 平成16年度中間市老人保健特別会計予算

日程第26 第14号議案 平成16年度中間市公共用地先行取得特別会計予算

日程第27 第15号議案 平成16年度中間市介護保険事業特別会計予算

日程第28 第16号議案 平成16年度中間市水道事業会計予算

日程第29 第17号議案 平成16年度中間市病院事業会計予算

(日程第20～日程第29 質疑・委員会付託)

日程第30 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(21名)

1番 中家多恵子君	2番 山本 慎悟君
3番 佐々木晴一君	4番 植本 種實君
5番 山本 貴雅君	6番 青木 孝子君
7番 久好 勝利君	8番 杉原 茂雄君
9番 岩崎 三次君	10番 堀田 英雄君
11番 井上 久雄君	12番 湯浅 信弘君
13番 掛田るみ子君	14番 香川 実君
15番 上村 武郎君	16番 岩崎 悟君
17番 佐々木正義君	18番 米満 一彦君
19番 下川 俊秀君	20番 片岡 誠二君
21番 井上 太一君	

欠席議員(なし)

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	大島 忠義君	助役	藤井 紅三君
収入役	中木 陸君	教育長	船津 春美君
総務部長	柴田 芳夫君	市民経済部長	貞末 伸作君
民生部長	勝原 直輝君	教育部長	工藤 輝久君
建設部長	行徳 幸弘君	水道局長	小南 哲雄君
市立病院事務長 ...	上田 献治君	消防長	中村 忠雄君
総務課長	鳥井 政昭君	企画財政課長	牧野 修二君
指導課長	藤原 孝之君	下水道課長	佐藤 満洋君
健康増進課長	中尾三千雄君	契約課長	舟越 義光君
介護保険課長	是永 勝敏君	人権推進課長	中村 次春君
明るい街づくり課長			千々和秀隆君
税務課長	中野 諭君	社会福祉課長	伊東 久文君
都市整備課長	中尾 文夫君		
市立保育園合併準備室長			成富 隆俊君

事務局出席職員職氏名

局長 岡部 数敏君	次長 渡辺 恭男君
書記 赤木 良一君	書記 岡 和訓君

午前10時00分開議

議長（杉原 茂雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は21名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、これをご了承お願いいたします。

日程第1 一般質問

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。まず、植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

私は、良政クラブの植本種實でございます。通告に従い、一般質問いたします。

第一に、筑豊インターチェンジについてでございます。

新規開設が承認されたと聞いていますが、その内容についてでございます。

一つ目は、いつ、どこでできるのですか。二つ目に、筑豊インターと一般道路のジョイントと言うか、整備計画はどういうふうになっていますか。三つ目に、地元負担もあると聞いていますが、中間市は幾らぐらい負担しますか。そして四つ目、中間市への影響はどのようなものがあると考えられていますか、お尋ねいたします。

次に、市有施設での受動喫煙防止策についてお尋ねいたします。

健康増進法施行に伴い、各地で建物内完全禁煙や完全分煙が行われています。中間市では、どのようになっているかお尋ねします。

また、中間市では約2億円のたばこ税が市の税収としてあるそうです。そういうことも含め、私は、たばこを吸う権利、喫煙権も存在すると思います。相反する二つの中で、当局はどのような見解をお持ちかお尋ねいたします。

三つ目に、子供の安全についてお尋ねいたします。

各地で、子どもが犠牲になる事件が多発しています。また、あってはならないことですが、現職警察官の女子連れ去り事件があっています。幸い、市内では大きな事件は起きてませんが、事件の未然防止のためどのような施策をとられているかお尋ねします。また、小学生全員に防犯ブザーを持たせるため補助等をしたらどうかと思いますが、見解を伺います。

昨日の、掛田議員のご質問の中で、五、六十個を希望者に貸してるとの答弁がありましたが、そこのところをもう少し詳しく説明してください。私は、希望者だけでなく子ども全員に防犯ベルを持たせるべきだと思います。

また、通学安全協力員制度が発足すると、明るい街づくり課から聞いています。どのようなものかお尋ねいたします。

以上でございます。よろしくどうぞ。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

おはようございます。植本種實議員の、筑豊インターチェンジについてお答えをいたします。

平成12年に、産炭地振興関連法の期限後の産炭地振興施策として、鞍手町内に筑豊インターチェンジの設置が検討され、この筑豊インターチェンジの実現に向けて、平成13年2月14日に直方市、中間市、遠賀4町及び鞍手4町の行政、議会、商工会の各代表者に、関係市町の県議会議員を顧問とする、仮称ではありますが筑豊インターチェンジ建設促進期成会が設立をされております。

さらに、期成会で県や国に陳情を行ってきた結果、昨年12月25日、国土交通省所管の国土開発幹線自動車建設会議で、同インターチェンジの開設が新聞報道等で発表されたことは議員も既にご承知のとおりであります。

場所については、鞍手パーキングエリア周辺とされており、完成時期については、事業着手後5年ほどとされているだけで、現時点では不明です。

一般道路への整備については、九州自動車道と交差している直方・鞍手線の整備が候補地として上げられております。

建設費につきましては、今後県によって設計がなされることから、この額についても現在のところ確定いたしておりません。また、事業区分では筑豊インターチェンジ本体は県事業として県費で、周辺道路については、県と地元自治体がそれぞれ2分の1ずつ負担する予定となっております。

今後の中間市の負担等については、関係自治体と十分協議していきたいと考えております。

このインターができることにより、中間市はどうなりますかとのご質問ですが、現在、中間市に近い九州自動車道のインターチェンジは、議員もご承知のように八幡インターチェンジと若宮インターチェンジがありますが、筑豊インターチェンジが完成いたしますと、特に川西地区にとりましては、九州自動車道へのアクセス時間が短縮をされ、利便性が大幅に向上するばかりでなく、物流面においても本市への効果が大いに期待できるものと考えております。

次に、市有施設での受動喫煙防止策についてのご質問にお答えをいたします。

この件につきましては、先の議会において中家議員からもご指摘を受けているわけですが、その対策方法につきましては、現在、本市衛生委員会において議論いたしてい

るところであります。

当委員会におきましては、全庁的な取り組みが必要であるとの認識から、教育委員会所管施設を含めて議論を進めておりますことから、同施設の対策につきましても、私の方から一括してご答弁いたします。

衛生委員会では、健康増進法第25条及び人事院が通知した職場における喫煙対策に関する指針を基本に、慎重に議論を行っております。

受動喫煙防止策の具体的方法といたしましては、施設全体を禁煙とする「全面禁煙」と、一定の要件を満たす喫煙室、または喫煙コーナーのみで喫煙を認める「空間分煙」という方法とがあります。

受動喫煙防止の観点からは、当然「全面禁煙」が最も有効かつ効果的な方法でありますことから、現時点において可能な限り施設の禁煙化を進めるよう指導いたしておりますが、一般の市民が利用されることの多い施設においては、その施設の構造や利用状況、またその施設ごとのこれまでの経緯や実情にあわせた禁煙方法を検討することも、市民サービスを供する行政といたしましては重要な視点であります。

このことから、施設ごとに禁煙状況やその利用形態について現在調査票を徴し、これから、同調査票に基づく施設長への事情聴取を実施した上で、それぞれの施設に最も適した禁煙対策を考察したいと考えているところであります。

施設によりましては、既に完全禁煙を実現している施設もございますが、そうなっていない施設につきましても、今後、早い時期に市民の健康保持増進及び快適な施設環境の形成のための、抜本的な禁煙対策を推進してまいり所存でありますので、今しばらく時間のご猶予をいただきたいと考えております。

次に、子どもの安全についてのご質問にお答えをいたします。

平成15年中に、学童が受けた不審者による被害は25件に上っております。幸いに、大きな事故には至っておりませんが、最近増加の傾向をたどっております。車に引き込まれそうになったものや、下半身を露出されたもの、液体をいきなりかけられたもの、声をかけられ誘われたものなど、形態はさまざまであります。

これらの防止策ですが、警察にパトロールの強化をお願いをしたのをはじめ、明るい街づくり課の生活安全パトロールの重点課題として、随時巡回をしております。また、防犯協会の巡回パトロールや補導員の巡回を通学時間帯に実施するなど、監視体制の強化に努めております。

さらに、学校ではPTAや地域住民の協力で、監視体制をつくって活動されているところもあります。

以上のような対策の結果として、中間市内では大きな被害が出さずに済んでおります。

次に、防犯ブザーの件ですが、学童に防犯ブザーを持たせることは安全策の一つであると思いますが、防犯ブザーは個人的に身を守る道具であり、最終手段であると思います。

行政は、地域や社会として学童の安全を図る手段や方策をまず研究、実施して行くことが重要であります。中間市では、通学安全協力員制度をスタートさせるよう準備を進めておりますので、その推移を見ながら考えてまいります。

最後に、通学安全協力員制度についてですが、現在、広報を通じて募集をいたしております。これは、通学時間帯に在宅の市民にボランティア活動していただいて、家の前の道路の掃除や犬の散歩、買い物、自営の方は店先に注意するなど、それぞれのライフスタイルに合わせて、自由な形態で学童の通学途上の安全を見守っていただくものであります。

協力員になっていただいた場合は、不慮の事故に備えて社会福祉協議会のボランティア保険で補償するようにします。また、腕章を着用してもらって、あいさつ運動も広まれば世代交流が促進をされ、最近増加傾向にある街頭犯罪の抑止につながるものと期待しております。

いずれにいたしましても、現在募集を始めたばかりで予想はつきませんが、何年か続けていくうちに、地域コミュニティーの一つとして定着するよう期待をいたしております。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

まず、筑豊インターについての関連質問いたします。

昨日より、市長さんのことについて新聞紙等がいろいろ書いています。一般紙が、スポーツ新聞的表現を使って、おもしろくおかしく書いているんですけども、今回の筑豊インター誘致にも見られますように、市長さんも中間市の発展のために一生懸命、近隣の市長さんとも協力され、努力されてると思います。

中間市を愛するは気持ちは、大島市長人一倍強いと聞いていますけども、もう一度合併問題を含め、中間市を愛する気持ちを確認いたしたいと思っておりますけど、どうぞよろしくお願いいいたします。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

昨日の一般質問等々、あるいは昨日の夕刊、そして今朝の各紙の新聞報道を含めまして、大変に議員の皆さん方に不快な思いをさせまして大変申し訳ないと反省をいたしているところでございます。

さて、今植本議員の方から言われました中間市に対する思い入れでございますけれども、私も市長になりまして約3年をもう少ししたら迎えるわけでございますけれども、その間、その前に議員もさしていただいているわけでございますが、市長になりまして、この中間市の思い入れといたしましては、限られた予算の中で、そして最大限の効果て言いますか、を發揮をさせる、それが一番のこのまちに対する思い入れだと、そういうふうには実は思っ

ているわけでございまして、市長に就任をいたしまして、すぐ職員の皆さん方ともどもお話を申し上げたのは、株式会社中間市役所に見立てて、そして民間と同じような気持ちで市民サービスをしていけば必ず市民の皆さん方の共感を得、あるいはそういった形の中で、例えば事務事業評価システムとかそういったいろんな手法をとりながら、職員ともどもいいまちができるんじゃないかなと、そういう思いをいたしておるわけでございまして、既に手をつけた施策もございましてけれども、まだ途上中間という課題もございましてけれども、今の中間市の状況、今日までいろいろとお話を申し上げておりますように、緊急財政検討委員会等との場で何とかして、冒頭で申しましたように、限られた予算の中で最大限の効果をするために、例えば少子高齢化の問題、あるいは健康増進の問題、あるいは環境対策の問題、あるいは生涯学習の問題、そういった四つの大きな目標を掲げながら、何とかして、いいまちをつくっていかうとそういう思いで、思いに浸りながら市民の皆さん方の負託に応えられるよう最大限頑張ってみりたいと、そのように考えているわけでございます。

さらに、合併との関連というお話もございましたけれども、これも昨日、佐々木議員のご質問の中でもお答えをいたしましたように、これからの国際社会、あるいは日本の経済の問題、あるいは中間市の置かれている状況も含めて、やっぱり単独では難しいんじゃないか、その中でこの中間市が一般にピラ等と言われておりますように、決してこの中間市が北九州の端になるとそういうことではなくて、逆に八幡西区、あるいは遠賀、鞍手、直方を含めてこの中間市が中心になっていけるような、そういった思いを持ってこれからの子どもなり、あるいは孫にその夢を託せるような、そういったまちづくりもこれからぜひ必要じゃないかと、そういう思いを持ってるわけでございまして、決して新聞報道で言われるようなそういった形では決してなく、一生懸命に中間市のために、中間市民のために頑張っていると、またこれからもそういった気持ちで頑張っていきたいと、そういうことでございます。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

よくわかりました。今度からも一生懸命頑張ってください。

それで（発言する者あり）インターチェンジのことについてですけど、地元発展すると、これは非常に私たち、今私、川西地元に住んでいます。歓迎いたしておりますので、早期実現をよろしく願います。

それから、教育長にちょっとお尋ねいたしますが、学校の方はどういうふうになっていきますか。小中学校の分煙、禁煙に対してでございます。

議長（杉原 茂雄君）

船津教育長。

教育長（船津 春美君）

そのことにつきましては、前議会のときに中家議員の答弁にお答えしておりますので、そのとおりのことについてもう一度ここで確認するというところでよろしゅうございますか。当面の答の部分の部分だけをここで再確認させていただきたいと思います。

小中学校におきましては、建物内全面禁煙を実施している学校が3校、分煙対応が7校となっております。そういうことですが、今後対応といたしましては、分煙対応の施設につきましては空気清浄機の設置、または適正な強制排気の対策とともに、さらに建物内全面禁煙に向けて指導を行っていきたいというふうに答弁しております。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

ということは、各学校でばらつきがあるということですね。そのばらつきは、どうして生じておるのでしょうか。分煙と禁煙のばらつきがあるちゅうことで。

議長（杉原 茂雄君）

船津教育長。

教育長（船津 春美君）

各学校長の判断でございます。それは、教育委員会が禁煙についてお願いしたところに対する対応でございます。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

校長先生の気持ちで、分煙するか禁煙するかというふうになっとるということですね。

議長（杉原 茂雄君）

船津教育長。

教育長（船津 春美君）

先ほど申しましたように、権限は学校長に、指導するという教育委員会の権限において指導しているということです。

で、その通達はしておりますし、県の教育委員会からも通達が出ております。それに対応した現状における校長の取り組み、あるいは学校の取り組みということです。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

僕が質問、ちょっとしてるのは、ある学校では校内で吸っている、ある学校では玄関横で吸ってるというふうに、子どもから見た場合何でこんなに違うんだらうというのが、疑問が生じないかということをおっしゃるんです。

議長（杉原 茂雄君）

船津教育長。

教育長（船津 春美君）

その、どういう趣旨でしょうか。全面禁止、あるいは禁煙ということについて、県の通達及び中間市の教育委員会からは指導しているわけです。そして、学校がそれに取り組んで、将来全面禁煙に向かうとは思いますが、現状として今の実態がそうだとということです。それに対して、ちょっと質問がわかりません。趣旨が。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

ちょっと言いにくいんじゃないですけど、犬走りで先生がたばこ座って吸っておられると。その姿は余りよくないんじゃないかと思うんですけども、いやこの学校は何、建物内禁煙になってますと、だから犬走りで吸わなきゃいけないという状況になるんじゃないかと思うんですよ。

議長（杉原 茂雄君）

船津教育長。

教育長（船津 春美君）

そのことは、教師自身の構えであり、やはり教育に携わる人間としての対応としては好ましくないことであるというのはいま当然の理でしょう。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

いずれにしても、私は小学校中学校、一応建物内禁煙ということで進んでいただきたいというふうに思います。

議長（杉原 茂雄君）

答弁いいんですか。植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

それから、市長さんにちょっとお聞きするんですけども、職員さんの勤務時間は何時から何時で、そしてその間の休息タイムというのはどれくらいとられていますか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当の部課長の方からお答えをさせます。

議長（杉原 茂雄君）

ちょっと、質問事項から外れたやつ、つまりあなたが質問しようとする趣旨が、あなた

の質問事項に関連をしてくるという判断で、はい。だれ。今度。鳥井総務課長。

総務課長（鳥井 政昭君）

お答えします。執務時間は、一応8時半から17時までとなっております。そして、12時から12時15分までが休息時間です。12時15分から13時までが休憩時間ということになっております。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

済いません。整理してします。職務中に、たばこ吸われてる姿を見るんですけども、これはどういうふうにお考えですか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

たばこを吸わないと仕事はかどらんという、個々別の思いもあるようですし、私もかつてたばこを吸った経験もございますが、そのために喫煙室ち言いますか、そういったこともつくってるわけございまして、多分私見たことありませんけれども、仕事しながらたばこをその場で、机のところで吸ってる人ていうのはいないんじゃないかなと、そう思っております。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

市長は、かつて株式会社中間市ということを言われました。私もそれを支持しました。新日鉄、かつて4万人おって今は3,000人ぐらい、しかし生産量はほとんどかわらないぞということを先日の合併のシンポジウムで勉強しました。喫煙室、庁内に何カ所ありますか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当部課長からお答えさせます。

議長（杉原 茂雄君）

鳥井総務課長。

総務課長（鳥井 政昭君）

お答えいたします。室としては、本庁に2部屋ですね。それから、別館に2部屋でございます。

以上です。あ、済いません。3部屋ですね、ごめんなさい。失礼しました。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

その中に、椅子と電話があるわけですけど、椅子はしょうがないにしても電話は必要ですか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当部課長の方にお答えさせます。

議長（杉原 茂雄君）

鳥井総務課長。

総務課長（鳥井 政昭君）

お答します。どうしても、喫煙するのが執務中であった場合、緊急の呼び出しをする場合に電話を置いております。そういうことで使用するということで電話をつけております。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

職員さんの健康のために、喫煙の量を減していくという指導も必要だと思いますので、その辺をよろしく願います。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

続きまして、子どもの安全についてお尋ねいたします。

各校区で、いろんな父兄とかPTAの方が防犯、登下校でから子どもの安全を守っておられるわけですけども、先ほどの通学安全協力員制度についてももう少し詳しく説明、そしてまた、余り父兄に頼るばかりじゃなく行政としても積極的に安全確保に努めなきゃならないと思いますけど、どうでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

行政としても、当然のことでございます。今回の「広報なかま」の中に、先ほど答弁で申し上げましたように協力員を募集をいたしております。その中身等々もございまして、担当部課長の方からお答えをさしていただきたいと思っております。

議長（杉原 茂雄君）

千々和明るい街づくり課長。

明るい街づくり課長（千々和秀隆君）

制度の概要については、市長の答弁の中でお答えいたしました。

ご質問の、父兄に頼るだけではなくというご指摘ありましたけれども、今、現実にご父兄の方、昼間はお二人とも働いておいでの方が多くございます。その意味から見ますと、学校の立場から見ますと、ご父兄とのつながりが強いわけでありましてけれども、そういった方にご協力をいただくというのがある意味では難しい状況も現実であるわけです。

したがって、今回の制度では、いわばシルバーパワーの皆さん、そういった在宅で比較的時間に余裕のとれる方等もご協力いただけるような、緩やかな形での活動を考えて制度として打ち出したところがございますので、その意味ではそれぞれのライフスタイル、とにかく犬の散歩をされてる方はなるべく通学時間帯に合わせて実施をしていただいて子どもの見守りをさせていただくとか、そういうふうな誰もが参加しやすい形を前提にしてご相談をしておるところでございます。

したがって、病院に行かなければとかいう場合もあるでしょうし、そういった日は除いてできる限りの範囲でというような考え方でおりますので、議員の皆様方もご協力いただけるならぜひご参加いただきたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

いろいろ失礼しました。今、本当に中間市大変でございます。校区で、落ち着いて本当に一般、毎日の生活から見直して明るい中間市をつくっていききたい、そのように思います。一つだけ。夜の方、何て言うか子どもたちの補導の方はどういうふうに考えられていますか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当部課長からお答えをさせます。

議長（杉原 茂雄君）

千々和明るい街づくり課長。

明るい街づくり課長（千々和秀隆君）

補導活動を、市内の補導員さんに登録していただいで実施をしていただいでおります。定例的には、月2回の補導活動を実施をしておりまして、夏場と冬場で若干時間帯に違いがありますけれども、8時から9時ぐらいまでの間に校區別に別れて巡回をしていただ

いております。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

植本種實君。

議員（4番 植本 種實君）

私の一般質問、これで終わらせていただきます。

.....
議長（杉原 茂雄君）

次に、中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

私は、質問通告に基づいて二つの問題について質問をいたします。

初めに、入札制度の改善状況について伺います。

私が、これまで幾度も取り上げてまいりました理由は、入札談合の根絶が財政改革の第一歩だとの思いでも質問をしてまいったところでございます。

昨年9月24日付の新聞記事によると、「高値落札公共工事むしばむ談合、一般競争入札の拡大を目指せ」という見出しで、その中に公共事業に詳しい前田邦夫富士大名誉教授が、「落札率98%以上なんて統計上あり得ない、落札率が低ければ自治体は当初の見積もりより安く発注できたことになり、工事費の節約につながる。逆に、落札率の高さは十分な競争が働いていないことを伺わせる」との記事を読みました。

また、市民オンブズマンのある弁護士は次のような見解を発表しました。「刑事事件の記録を見ても、落札率90%以上の入札は談合と見るべき、本当に競争しているなら予定価格ぎりぎりになるのはおかしい」私も同じような思いがあります。

そこで、私が14年12月議会で、入札情報漏えいと疑わしさを持たれないために改善策を質問いたしましたが、その後の取り組み等についてお尋ねをいたします。

2点目は、15年度の1月末までにおける15年度の入札件数や落札率、合計金額等をお尋ねするものです。

2点目の質問に移ります。

政府が、鳴り物入りで高齢社会に向けて官民一体の福祉事業が必要、いわゆる第三セクターですが、中間市では「ウェルパークヒルズ」これにいち早く飛びつき、福祉行政の先端を行くとしたのが、本中間市と愛知県の豊田市のみであったことはご承知のとおりです。

もちろん、豊田市の場合は第三セクターと言っても中間市と違うところは、その基本には行政の責任で21世紀に向けた福祉施策を進めるというものでした。豊田市と中間市以外の他の自治体では見向きもされず、国の思惑外れの事業であったことは間違いありません。

私は、亡くなった前藤田市長時代からこの問題を正してまいりましたが、平成10年当

時の質問の中でも、この第三セクター西日本医療福祉総合センターは、あり地獄に入ったようなもの、その尻拭いを市民に押しつける、いわゆるこの先何億、何10億もの公費をつぎ込まなければならないような事態をつくり出しておられると指摘いたしました。

すると、藤田市長の答弁は、「議員の言われるような何億、何10億の公費をつぎ込むことは考えられません、第三セクターの経営内容については議会に相談しながら、第三セクターの事業経営がうまくいくよう、また、中家議員が懸念されるような不安を与えないように努力してまいりたいとこのように思っております」と答弁されております。現状は私の指摘した事態ではないでしょうか。

例えば、高い借り上げ料を払ってこの施設2カ所を借り、この賃貸料は15年度で4,122万6,000円、それに駐車代として別に月10万、年間120万を払っておられるのではないのでしょうか。これら、すべて市民の血税です。

このほかにも、たくさんの支援をされておられますが、このような事態をつくり出してことについて、市長はこの先この問題をどのように処理なさるのか、明らかな答弁をお願いいたしまして1回目の質問を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

中家多恵子議員の、入札情報漏えい疑惑等に対する取り組み等についてお答えをいたします。

公共工事の入札及び契約の適正化を目的として、平成13年度から施行されました、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、透明性の確保、競争性の向上、不正行為の排除の徹底、適正な施工の確保などをそれぞれ推進することとされております。

本市におきましても、平成14年1月新たに契約課を新設をし、適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、さまざまな入札及び契約制度の改善に取り組んでいるところでございます。

議員お尋ねの、その後の取り組みにつきましては、主なものとして、昨年4月に透明性の確保の推進を図ることから、試行的に予定価格が3,000万円以下の入札執行については、最低制限価格を事後公表から事前公表に改め、また、不正行為の未然防止策として、請負契約の締結後に談合の事実が判明した場合は、発注者側からの契約の解除及び損害賠償の請求などができるよう、工事請負契約約款の一部改正を行いました。

そのほかには、入札執行の基準額を130万円から100万円に引き下げ、また指名業者の選定審査の基準額を1,500万円から1,000万円に引き下げを行う、中間市建設工事指名審査委員会規則の改正もあわせていたしております。

また、同年8月には、請負業者の契約違反等により、市が契約を解除する際の違約金に関する特約条項を新たに追加するための、工事請負契約の約款の改正を行い、10月には

試行的に行っておりまして、最低制限価格の事前公表の完全実施を行うなどの入札及び契約制度の改善に取り組んでいるところであります。今後も、より一層の適正化に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成15年度現在までの入札件数、価格、300万円以上の落札率、件数、合計金額等のご質問についてお答えをいたします。

まず、平成15年4月から平成16年1月末までの建設工事の入札執行件数は110件となっており、その落札合計金額は21億5,162万2,175円でございます。また、落札金額が300万円以上の平均落札率は96.31%で、その入札執行件数は73件、落札合計金額は20億8,724万円となっております。

続きまして、株式会社西日本医療福祉総合センターと中間市の賃貸契約についてのご質問についてお答えをいたします。

議員のお尋ねの施設は、精神障害者地域生活支援センター「パルハウスぼちぼち」のことだと思います。平成14年4月1日付で、精神障害者のための業務の一部が県より市へ委譲されたことに伴いまして、精神障害者のために精神保健及び福祉に関する相談や必要な指導、助言を行い、関係機関と連絡調整を行うことを目的として、平成15年4月株式会社西日本医療福祉総合センターより2階部分の一部を借り上げ、精神障害者地域生活支援センター「パルハウスぼちぼち」を同年6月に開設いたしまして、活動をいたしております。

「パルハウスぼちぼち」では、施設長ほか4名の職員で自宅に閉じこもりがちな障害者をなくすため、また障害者の自立に向けまして、平成14年に発足しました中間市精神障害者家族会「虹の会」と連携をとり、さらに福岡県をはじめ関係機関と連携を密にしまして、いろいろな施策を展開をいたしております。

例えば、障害者に対する偏見解消のための啓発をはじめ、多くの障害者の方々の望みであります就労につきましては、本市におきまして、臨時職員として雇用しました。その結果、全国に波紋を及ぼしまして、問い合わせの電話または県外や他市の自治体から行政視察においでいただき、称賛をいただいております。

現在、「パルハウスぼちぼち」を立ち上げまして約1年を迎えることになりましたが、ようやく障害者も尋ねて来られるようになりまして、徐々にスタッフとのコミュニケーションがとれるようになり、軌道に乗りつつある状況で成果も出ていますことから、引き続き同所におきまして事業を実施してまいりたいと考えております。

なお、同所の借り上げに伴いまして、株式会社西日本医療福祉総合センターへの支援も可能となりますことから、引き続き借り上げしてまいります。また、平成16年6月頃、県に対して精神障害者地域生活支援センターの補助金申請を行う予定でございます。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（１番 中家多恵子君）

順番をかえて再質問させていただきます。

弱者のもとに、私は、これは空き家対策ではないかと思うわけですね。まず、お尋ねいたします。この施設を平成９年の秋から借りてるわけですが、今日まで、この施設の借上げ料だけで１５年度末を計算してお幾らになるか教えてください。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当部課長の方からお答えをさせます。

議長（杉原 茂雄君）

勝原民生部長。

民生部長（勝原 直輝君）

お答えします。賃貸料についてご説明いたします。

まず、１階部分で高齢者の総合相談窓口としまして、平成９年の１０月から平成１３年３月までの間、３年６カ月間でございます。支払い金額５，５００万円でございます。

その後、高齢者の総合相談窓口がハピネスなかまの方へ移動いたしました。その後、引き続きまして親子広場リンクとしまして、平成１３年４月より今年の３月までの間、３年間で６，４８９万円でございます。さらに、先ほどの質問にあります２階部分で、平成１５年の４月より精神障害者支援センターとしまして、１年間で１，９１８万円であります。

したがって、平成９年１０月から本年、１６年３月までの合わせまして６年６カ月間の借用で、１階部分並びに２階部分合わせまして１億３，９００万円でございます。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（１番 中家多恵子君）

私が、今こうして入札問題、そして第三セクターの借上げ料のことについて、これまで幾度も幾度もお尋ねするのは、今中間市が財政再建に関する緊急財政健全化計画を実施しているときなんですよ。そういうことで、私は、無駄や市民の納得のいかないお金は出さないと、そういう点で質問させていただいておるわけですから、関連して質問させていただきます。

税務課長、昨年の私の質問に対して答弁をいただいたときには、９月議会で三セクの滞納は、１４年度末滞納総額１億２，８７０万円、１５年度から毎年１，４３０万円を納付し、９年間で解消しますということですね。

そうすると、現在、滞納金額では幾らになられてるのか、そしてまた、そのときにそれ

までの延滞金4,600万円を市長の特別な理由ということで免除されたというふうに答弁されておりますが、現在、税務課長、私が計算したところによると1億1,560万円かと思いますが、いかがでしょうか、順調に滞納を収めておるとすれば。

議長(杉原 茂雄君)

中野税務課長。

税務課長(中野 諭君)

おっしゃるとおりでございます。

議長(杉原 茂雄君)

中家多恵子さん。

議員(1番 中家多恵子君)

これを聞いていただいただけでも、いかに三セクにお金を、市民の税金を投入したかということがわかりいただけだと思います。

そしてこの、中間市が今やっている三セク、この三セクは2.7%の4,000万円の出資しかしてないわけです。株式会社なんです。三セクということにしたのは、NTTの無利子の融資を受けなければならないと、そういう理由でもって形をとったわけですね。

片方で、この会社は無利子の融資を受けるために中間市を引き込んで、中間市がこの財政が大変だというのに、これだけのものを今日投入してます。そして今、お話によると引き続き借り上げていきたいということですね。

私は、ほかにも公共施設を利用するところとか、あるいは中間市の市有財産の土地があるからそこに建て直すとか、そういう検討はなされてるのかどうか、それも伺いたいと思います。

そして、私が驚いたことには、ずっと北九州との合併の話も進められたりしている中で、北九州の実情も知らなければならない、新聞記事をいろいろ取っておるわけですが、北九州でも第三セクターの破たんとかそういうことで、税金の投入が今日の新聞でも載っておりましたが、この中間市が借り上げてるこの三セクですね、新聞の記事ではこういうふうに書いております。

昨年の11月、9月28日ですか、テナント誘致のかぎは賃料だ、市貿易振興課によると3階フロアの賃料は、共益込みで坪当たり1万2,300円、これはAIMの方ですね、JR小倉駅南口の一等地、小倉そごう跡に開業予定の小倉伊勢丹でも7,000円から8,000円、このAIMでも相場は四、五千元だとされている。これが記事ですね。

それなのに、中間市はこの計算からいきますと坪幾らで借りてるんでしょうか。土地の評価との関係からしてお答え願いたいと思います。この金額で借りの理由をおっしゃっていただきたいと思います。

議長(杉原 茂雄君)

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当部課長の方からお答えいたします。

議長（杉原 茂雄君）

勝原民生部長

民生部長（勝原 直輝君）

坪当たり、議員の質問書に書いてあるとおり1万4,400円でございます。借り受けの額は、ほかの病院等が借っている価格と同額で市も借っております。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

ほかの病院が借りてる、診療所が入ってますね、そういうところと同額て言いますけれども、それ同額かどうかを確かめられたのかどうか。先方がおっしゃられたとおりの値段で借りられたのではないかと思いますが、その点はいかがですか。

議長（杉原 茂雄君）

勝原民生部長。

民生部長（勝原 直輝君）

契約するときに、担当の部長さんと確認しております。それで、よその医療機関等が借っている額と同額でございます。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

その、小倉の一等地を指し示す、比較するまでもなくも、この金額が高いということはわかりだと思っわけですよね。そうしたときに、この価格を決める、相手と契約をするに当たってどこを探しても施設がない、検討する余地がないていったときに、この価格に対して交渉をなさったのは、ただ部長だけが交渉なさったんでしょうか。どのあたりで交渉なさった。重大なことなんですよね、市民の税金使われるわけですから。

先ほどから、昨日から少子化対策、少子高齢化対策をやらなければならない、やっていくと、そういう一方で、今回のこの中間市が財政健全化の中には、ここに当局がお出しになられた資料がありますが、保育料の改定、市営住宅の使用料の徴収、こういうふうな形で税外未収金対策としてていうことで、受益者負担の適正化などの健全化対策を検討して、目標効果額は、15年で幾ら、16年で幾ら、17年で幾ら、こういうふうにお出しになられてますよね。一番やらなければならないところを避けて通っててるんではないですか。

市長、こういう価格について市長みずからその場に臨んで、いや総務部長等と何回か

交渉されたんですか。この金額がどうしても必要だという理由を教えてください。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

確かに、この身体障害者のぼちぼち発足に当たりましては、まだ、ただ単に中間市のみならず近隣ということも含めまして議論をいたしました。寄りつきのいいところ、あるいは部屋との関連性も含めてそういう議論もした経過もあるわけでございます。さらに、ほかに場所がないかということも検討もいたしました経過もございます。

ただ、引き続きということなんですけれども、今始まって1年目でございます、私も先日この施設に出向いてまいりましたけれども、飯塚の方とかそういったところからも問い合わせ等々がありまして、ものすごく関心が高まっておりますし、あの施設を、例えば民間の場所に移すにいたしましても、なかなか同意が得られるかというそういった問題等もありますし、やっぱり明るい場所て言いますか、そういうのも必要である、そういういろんな角度の中からこの場所を選定をさしていただいたとそういうことでございまして、できるだけ単費をなくすというそういった問題も含めて、答弁の末尾にもお示しをいたしておりますように、県の方にも 補助金の申請等も行う予定にもいたしておりますので、総合的に考えたところということでございます。

あと、補足等々ありますれば担当部長の方から。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

私は、弱者を大切にほしいということは、市会議員として50年にこの場に送り出していただいて、中4年間は休んでおりますが、一貫して弱者を大切に、市民を大切に、その立場で質問をさしていただいております。

ですから、この施設を、今のこういう制度を廃止してほしいとかそういうことではないわけです。弱者を大切にしたい、高齢者を大切にしたい、市民を大切にしたい、財政が厳しければ厳しいほど、このことに対して真剣な対策を立てていただきたい。これにかわる施設はどこにしようとか、ここにつくろうと、そういうことをやってほしい、やられる決意がとおりかどうかお尋ねしたいと思います。別の場所をですね。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

財政難ということではないんですけれども、例えばリンクの件もございましてけれども、あのリンクもご存知のようにあの下で、今のぼちぼちの下でやってまいりましたけれども、だんだんと利用者等々も多うございまして、あるいはリンクに相談来られる両親なり、あ

るいは子どもの皆さん方を含めて、例えば、やっぱり土が要る、砂が要る、そういったいろんな要素もある面では必要なわけございまして、そういった問題の中から結果的に、結果的にちゅうことではないんですけれども、ひまわりの方に移した方がその趣旨が、目的が移される、実現できると、そういった思いでひまわり保育園の方に移した経過もございまして、さらに今後このぼちぼちの件にいたしましても、そういった障害者児ていうのはなかなか運営ち言いますか、あるいは目的、影響を含めて大変でございますんで、そういったいい適地があるとすれば、検討するちゅうことは決してやぶさかではないだろうと、そう思っているところでございます。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

公有地を、たくさんまだあるわけですから、塩漬け土地になってるところもたくさんあるわけです。塩漬け土地と言われる金額、隠れ借金でも私100億円はあるんじゃないかというふうに予決算書を見て感じてるところですから、考えていただきたいと思っております。

そして、私はどうしてこうしたことを何度も言うかと言えば、中間市と豊田市しかやってないわけですね、豊田市。全国皆引けちゃって、やめたわけです。日本で、中間と豊田だけなんです。そして、今のこういう現状になってるわけですよ。この問題は、絶対避けて通れない一義的な問題なんですよ、中間市でやらなければならない。

そこで私は、豊田までは行くことはできませんでした。過日、豊田市の役所にお電話を入れて、いただける資料を送っていただきました。そして電話でお尋ねしました。お宅の状況はどんなでしょうかと言いますと、豊田市では行政としてのこのような支援はいたしておりません。土地も有償としていただいておりますということをお電話でいただいたわけです。

ですから、私は中間市が真剣にこの問題を、どこに問題があるか、情報を徹底して議会にも知らしていただかなければならないわけです。以前、大島市長も元議員のときに藤田市長に枕を高くして休まれないのではないのでしょうかと、そういうような質問をされたこと記憶にあります。

市長は当時、そのほかの議員さんに対しても、議会も承認してくれたなどと言っておりますが、議会も今財政が大変だから北九州との合併だとかそういう前に、何が問題で今日こういう中間市の財政状況になっているのか、同和行政を含め真摯に反省しなければならない、そういう話し合いを行政も議会も一緒になって市民のためにやらなければならない。

それを抜きにして、合併だ、単独だ、職員にしても痛みを感じてもらわなければならないんじゃないかと私は思いますし、先ほど植本議員の職員のことについての、喫煙でちょっと私自身も理解にいけないところがありましたけれども、厳しい状況に民間が立たされて

いるときに、公務員はどうあるべきかという日ごろの業務の内容についても精査していただきたいな、そういう感じもするところでございます。

皆さん、一生懸命頑張っておりますけれども、私の視点から見てああこれはこうあった方がサービス上いいんじゃないかとか、そういう思いが毎日のように役所に来る私として感じるわけです。私の、ちょっと曲がった目での見方かも知れませんが、市民もそのように見ているのではないかなというふうに思います。

三セクの税金の滞納に対して、議会の中に減免をしてほしいという請願を出してそれを取り下げた、そしたらその後、偶然かとは思いますがこうした形でこの部屋を借りられるようになっていったとか。本当の意味での弱者を大切に作る姿勢に、議会も行政も一丸になってやっていかなければならない、私も反省をしながらその思いを今痛切に、この合併合併でない、何か騒々しい落ち着かないこの市政の中で、しっかりと私たちは見つめていかなければならないときに来ているのではないかなという、そういうことを日々私は感じてるところでございます。

そのほかにも、支援策としていろいろ、介護保険の方でもありますが、その金額を一言でいいですが教えていただきたいと思います。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当部課長の方から答えさせます。

議長（杉原 茂雄君）

是永介護保険課長。

介護保険課長（是永 勝敏君）

それでは、お答えいたします。介護保険事業以外に、高齢者福祉事業がございます。西日本医療総合福祉センターとの中間市との委託事業では、デイサービス事業、松ヶ岡デイとウェルパークヒルズデイ、それから在宅介護支援センター事業、それから紙おむつの給付事業等がございます。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

そういう金額、資料によりますと14年度3億3,000万ほどではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

是永介護保険課長。

介護保険課長（是永 勝敏君）

議員が、今おっしゃられました3億3,000万というのは、介護保険事業ですね、介護保険事業での事業者としての事業費用でございます。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

もう一つの資料によりますと、この委託事業、そこに委託してという随契のような形ですよ。それは、先日いただいた中では、1,647万というふうに年間書いておりますが、それに間違いありませんね。

議長（杉原 茂雄君）

是永介護保険課長。

介護保険課長（是永 勝敏君）

14年度の実績事業では、2,358万1,000円でございます。（「2,300、多いんですね」と呼ぶ者あり）はい。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

そこで、入札の方に移らして、時間がありませんので入札の方に移らしていただきます。入札の落札率が、今ご説明によりますと96.幾らだったですね。それはそれとして、高どまりではないかと思えます。

私が、14年度の主要施策に関する書類を読みましたら、平均落札率が95.29%に対し事前公表後は93.45でありと、これが14年度ですね。完全に事前公表に移ったわけです。

しかし、私が先日来、契約課を訪問させていただきまして、私が記入できる範囲で108件記入してまいりました。委託業務別にして。そこで、私、気になりましたのは、何とまあ99%台で落札して6件、その1件は小額でしたけれども、3億円を越してるわけですね、3億2,005万5,000円、それから、98%を上回る台で19件、8億1,633万900円、97%、16社、2億7,883万2,000円ですか、96%が18社で6億8,570万、若干の違いがあるかと思えますが、108社調べてみたところの金額で、それ以下、95%が13件、そういうことで、私は、94%7社、93%から91%が5社、80から83が11社、最低制限価格で役所の決められた価格で落札されたのは13社なんです。

そこでお尋ねいたしますが、競争原理が今日働いているんでしょうかどうでしょうか。このことに関しては、助役にもお尋ねしたいと思えます。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

全国的にも、この入札の問題については、新聞報道であってるわけですがけれども、こういうことが中間市であってはならない、そういった思いで契約室を新設をしたとそういった経過もあるわけでございますけれども、議員ご指摘のような問題も結果として生じることがあるのかなとそういう思いも持っておりますけれども、今後一生懸命になって適正化に努め、あるいは公平な価格、さらにはいろんな問題を含めて頑張ってまいりたいと思っております。

議長（杉原 茂雄君）

中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

時間がありませんので、この問題については次回にもお尋ねしようと思っておりますが、残りの時間で発言させていただきます。

私が分析してみると、競争原理が働いておられるとは思いません。こうした、8,000万とか7,000数百万そうした金額、6,000万、第1回目ですべて入札なんです。

そして、この99%台でもプラスいろんな問題が起きましたと、交通整理員を加えていかなければならないとか、障害物が出たとか、団地の中にあってもですね、そういうことでもって104とか107%とかなっているわけです。

最低制限価格13社ありました。この人たちは、まさに零細ではないでしょうか。110万とか130万の金額に対して、予定価格に対して、落札、最低制限価格に対して一番低い札で入れて、3社、4社、2社で競争しているわけです。この金額、13社でわずか2,268万8,400円です。

こうした問題、契約課の数は減されていかれて、私あそこにずっと行ってみましたら、日々多忙に仕事をされております。財政再建計画も真剣に考えるならば、このことも検討されたのかどうか最後にお尋ねするわけです。

このことを抜きにして、財政再建などとか職員の給与のカットとか……（「持ち時間が終わりましたので」と呼ぶ者あり）そういうことがあってはならないと思っておりますが、一言だけ答弁してください。検討されてるかどうか。

議長（杉原 茂雄君）

終わってください。答弁は許可しません。

議員（1番 中家多恵子君）

いや、いたしませんたって、議長それは、それくらいの時間はください。

議長（杉原 茂雄君）

もう終わりました。（「議会がもってそういうような閉鎖的なことをするようでは」と呼ぶ者あり）これにて一般質問を終結いたします。（「私は抗議するものです」と呼ぶ者あり）ルールどおりいきます。

日程第2．第1号議案

日程第3．第2号議案

日程第4．第3号議案

日程第5．第4号議案

日程第6．第5号議案

日程第7．第6号議案

日程第8．第7号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第2、第1号議案から日程第8、第7号議案までの平成15年度補正予算7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております補正予算7件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれの所管の各常任委員会に付託をいたします。

日程第9．第18号議案

日程第10．第19号議案

日程第11．第20号議案

日程第12．第22号議案

日程第13．第23号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第9、第18号議案から日程第13、第23号議案までの条例改正5件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております条例改正5件は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。中家多恵子さん。青木孝子さん。失礼しました。どうも。

議員（6番 青木 孝子君）

前日も名前を違ったようですから、気をつけてくださいませ。

議長（杉原 茂雄君）

はい。気をつけます。（笑声）

議員（6番 青木 孝子君）

第22号議案について、日本共産党を代表いたしまして賛成討論といたします。

第22号議案中間市市立保育所設置条例の一部を改正する条例は、新設保育園の名称を中間市立さくら保育園に決定したことに伴う条文の整備を行うものです。

中間市は、保育所に入れぬ待機児童はゼロで、保育料は北九州市や遠賀郡と比べても安く、子育て世代の支援が図られております。日本共産党市議団は、まだ使えるひまわり保育所があるにもかかわらず、5億円もの建設費をかけて保育所を新設することには反対いたしました。中間市には、さくらの名所垣生公園もあり、毎年筑前中間さくら祭りが開催されるなど、保育所の名称の「さくら」は中間市民に親しみ深いものであり、病後児保育など多様化する保育の充実と、同和保育や同和の優遇措置を終結することを求め賛成討論といたします。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論ありませんか。中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

私は反対とするものではございませんが、今住民発議が出て法定協議会が設置されておるわけですが、まだ合併するしないは決まってはいるわけではありません。

今回、このさくらと名称は北九州にもあるやと聞いております、保育園が。こういうことも精査した上でなんででしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

討論でございます。ほかに討論ありませんか。

議員（1番 中家多恵子君）

いや、そういうことで保留とさせていただきます。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより条例改正5件を順次採決をいたします。

議題のうち、まず第18号議案中間市事務分掌条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。本案については原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員賛成であります。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第19号議案公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。本案については原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第20号議案中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案については原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第22号議案中間市市立保育所設置条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。本案については原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第23号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。本案については原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14．第21号議案

日程第15．第24号議案

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第14、第21号議案及び日程第15、第24号議案の条例改正2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。中家多恵子さん。

議員（1番 中家多恵子君）

私は、第24号議案の中間市政治倫理条例の13条についてお尋ねをいたします。

市民は次の各号に掲げる理由、有権者の100分の1以上の連署をもってその代表者云々というふうにあるんですが、この100分の1と言えは住民の数にしては相当なものですが、ここをどうして削除されなかったのかどうかですね。そして、削除すべきではないかと私は考えます。

政治倫理条例ていうのは、情報公開制度であり、処罰法ではありません。したがって、知る権利は住民一人一人が持っており、情報公開条例に基づく開示請求も一人で行けると同様、この政治倫理条例に基づくこうした問題請求、一人でも可能でなければならないのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（杉原 茂雄君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

担当部課長の方からお答えをさせます。

議長（杉原 茂雄君）

鳥井総務課長。

総務課長（鳥井 政昭君）

お答えします。中家議員がおっしゃってるのは、これ公開は通常どおりできるわけですね。今回、新たに調査請求権ということで、この項目入れたわけですから、もし疑義がある場合はこういうことで調査をする権利がありますよということを、今回の条例に追加させていただいたわけです。ですから、今までどおり公開はいたしますので、どなたでも公開の機関では見ることはできます。

以上です。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております。条例改正2件は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の総務文教委員会に付託をいたします。

日程第16．第25号議案

日程第17．第26号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第16、第25号議案及び日程第17、第26号議案の条例制定2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております。条例制定2件は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の民生経済委員会に付託をいたします。

日程第18・第27号議案

日程第19・第28号議案

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第18、第27号議案及び日程第19、第28号議案の市町の境界変更2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております。市町の境界変更2件は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の総務文教委員会に付託をいたします。

日程第20・第8号議案

日程第21・第9号議案

日程第22・第10号議案

日程第23・第11号議案

日程第24・第12号議案

日程第25・第13号議案

日程第26・第14号議案

日程第27・第15号議案

日程第28・第16号議案

日程第29・第17号議案

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第20、第8号議案から日程第29、第17号議案までの平成16年度予算10件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております。平成16年度予算案10件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託をいたします。

・ ・

日程第30．会議録署名議員の指名

議長(杉原 茂雄君)

これより日程第30、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において青木孝子さん、及び岩崎悟君を指名いたします。

議長(杉原 茂雄君)

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前11時23分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 杉 原 茂 雄

議 員 青 木 孝 子

議 員 岩 崎 悟